

各務原市社会福祉充実計画に係る地域協議会設置要綱

(令和4年3月31日決裁)

(設置)

第1条 市は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第55条の2第8項の規定に基づき、社会福祉法人（以下「法人」という。）が地域公益事業を行う社会福祉充実計画を策定する際の意見聴取を、円滑かつ公正に行うことができる環境を整備するため、各務原市社会福祉充実計画に係る地域協議会（以下「地域協議会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

(意見聴取事項)

第3条 地域協議会は、次に掲げる事項について意見を聴取する。

- (1) 地域公益事業の事業区域における福祉課題に関する事項
- (2) 地域公益事業の事業区域に求められる福祉サービスの内容に関する事項
- (3) 社会福祉法人が取り組もうとしている地域公益事業に関する事項
- (4) 関係機関との連携に関する事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第4条 地域協議会は、次に掲げる8人以内の構成員をもって組織する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 民生委員・児童委員
- (3) 保健医療福祉サービス事業者
- (4) 地域公益事業の事業区域に係る地域住民の代表
- (5) 各務原市社会福祉協議会の役員等
- (6) 健康福祉部長
- (7) その他市長が必要と認める者

(会議)

第5条 地域協議会の会議（以下「会議」という。）は、地域公益事業を実施しようとする法人からの要請に基づき、市長が招集する。

- 2 会長は、健康福祉部長をもって充てる。
- 3 会議の進行は、会長が行うものとする。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

5 会長は、緊急を要するとき、又は災害、感染症のまん延防止等やむを得ない理由があるときは、構成員に書面を送付し、又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を送信し、その意見を徴することをもって会議に代えることができる。

（守秘義務）

第6条 会議に出席した者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第7条 地域協議会の庶務は、健康福祉部福祉政策課において処理する。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、会長が地域協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月17日決裁）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。